

議案第40号

勝山市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年11月30日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

平泉寺小学校大矢谷冬期分校を廃止したいため、この案を提出する。

勝山市条例第 25 号

勝山市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市立学校の設置及び管理に関する条例(昭和 39 年勝山市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前		改正後	
(設置)		(設置)	
第 2 条 学校を次のとおり設置する。		第 2 条 学校を次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
成器西小学校	勝山市昭和町 1 丁目 6 番 81 号	成器西小学校	勝山市昭和町 1 丁目 6 番 81 号
成器南〃	〃 元町 3 丁目 10 番 38 号	成器南〃	〃 元町 3 丁目 10 番 38 号
平泉寺小学校	〃 平泉寺町平泉寺第 164 号 12 番地	平泉寺小学校	〃 平泉寺町平泉寺第 164 号 12 番地
〃 大矢谷冬期分校	〃〃 大矢谷第 28 号 50 番地		
村岡小学校	〃 郡町 2 丁目 9 番 1 号	村岡小学校	〃 郡町 2 丁目 9 番 1 号
野向小学校	〃 野向町竜谷第 50 号 9 番地	野向小学校	〃 野向町竜谷第 50 号 9 番地
荒土小学校	〃 荒土町伊波第 2 号 28 番地	荒土小学校	〃 荒土町伊波第 2 号 28 番地
〃 細野分校	〃〃 細野第 94 号 3 番地	〃 細野分校	〃〃 細野第 94 号 3 番地
北郷小学校	〃 北郷町東野第 13 号 25 番地	北郷小学校	〃 北郷町東野第 13 号 25 番地
鹿谷小学校	〃 鹿谷町本郷第 34 号 1 番地	鹿谷小学校	〃 鹿谷町本郷第 34 号 1 番地
三室小学校	〃 遅羽町大袋第 40 号 67 番地	三室小学校	〃 遅羽町大袋第 40 号 67 番地
勝山南部中学校	〃 旭毛屋町 3401 番地	勝山南部中学校	〃 旭毛屋町 3401 番地
勝山北部中学校	〃 荒土町伊波第 21 号 2 番地	勝山北部中学校	〃 荒土町伊波第 21 号 2 番地
勝山中部中学校	〃 郡町 1 丁目 3 番 34 号	勝山中部中学校	〃 郡町 1 丁目 3 番 34 号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。